

「答弁書」と被告・大阪市の主張

「夢洲 IR 差し止め住民訴訟」の膨大な資料を読み返している。訴訟がすすむ中で、新たに気づくことも多い。被告が 2022 年 9 月 22 日に提出した「答弁書」から、大阪市 (IR 推進局) の主張を一部紹介する。

土地所有者として、所有土地の処分等にあたっての課題解消やリスク回避の方法は、もとより、判明している土地の状況や想定される利用態様等の具体的諸事情を踏まえ、また、その時々々の知見や社会・法令等の状況にも照らし、個別に判断されるべきものであるところ、前記のとおり大規模・超長期となる IR 事業は、事業期間を通じて、高い安心・安全の確保が求められ、大阪市が貸し付ける予定としている IR 事業用地については、当然、かかる IR 事業としての利用目的や規模等を踏まえる必要があり、その事業用地としての適正確保が必須である。

しかるに、第 2 以降で後記のとおり、本件土地関連契約で定めようとしている本件土地関連責任の対象となる事象は、いずれもいわゆる契約不適合となる可能性が大きく、これについて契約上何らの手当てもしない場合は、人命や安全上の問題をはじめ、当該事象に起因する責任を大阪市として全て負担せねばならないおそれがあるところ、IR 事業においては、このような土地に起因する所有者責任はもとより、前述のとおりの大阪 IR 実現の効果や大阪臨海部のまちづくり等の政策的な観点を踏まえ、大阪市が土地所有者として、IR 事業用地としての適正確保につき一定範囲で責任 (= 本件土地関連責任) を負うこととしたものである。

このように、前記諸般の事情 (大阪 IR の政策的意義、IR 事業用地の性状・利用態様、高度な安心・安全確保の必要性等) を踏まえ、大阪市として本件土地関連責任を負うこととする一方、後記のとおり、当該責任については、本件基本協定や本件土地関連契約において、責任対象を相当に限定し、対応に係るプロセスを定めるなどしている。

かかるあり方は、IR 事業を推進する上での土地所有者 (大阪市) と借主 (大阪 SPC) 間におけるリスク分担として相当であり、契約協議やその定め方を含め何ら違法・不当な点はなく、完全無責任な従前の埋立地の取り扱いと異なるとか、無限定・無条件な責任負担であるなどとして違法・不当を言う原告ら主張には根拠がない。

あらためて大阪市の主張を読んで違和感を覚えるのは、高コストでリスク大の夢洲 (契約不適合となることを認めているような埋立地) で、なぜ大規模な IR カジノを強引に誘致するのか。そのために土地所有者として土地関連責任 (公費投入など) を負うのが、住民福祉の向上をめざす地方自治体として、優先すべきものなのか。災害大国で「災害多発時代」の行財政の優先順位こそ、大阪市は鋭く問われているのではないか。

(2024 年 1 月 7 日)